

太田市ごみステーション設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の保全と、安全かつ効率的なごみの収集作業を行うため、ごみステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(ごみステーションの種類)

第2条 この告示において「ごみステーション」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 太田市開発事業指導要綱(平成17年太田市告示第17号。以下「指導要綱」という。)に定められたごみ集積所及び集合住宅等に付設されたごみステーション(以下「専用ステーション」という。)
- (2) 専用ステーション以外のごみステーション(以下「一般ステーション」という。)

(市の責務)

第3条 市は、別に定める排出方法に従い、ごみステーションに排出された一般廃棄物を計画的に収集しなければならない。

(設置、移動及び廃止の申請)

第4条 ごみステーションを設置し、移動し、又は廃止しようとする者は、利用者相互の協議に基づき、設置し、移動し、又は廃止する7日前までにごみステーション設置・移動・廃止申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、該当する行政区を所管する太田市環境保健委員長(以下「申請者」という。)が行うものとする。

(規模及び設置基準)

第5条 ごみステーションの規模及び構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般ステーションの利用世帯数は、おおむね1ステーションにつき可燃ごみ用は20世帯、不燃ごみ用は40世帯とする。ただし、利用世帯数は地域の実情により増減することができる。
- (2) 専用ステーションの規模及び構造基準は、指導要綱に定めるところによる。

2 ごみステーションの設置場所は、次の条件を満たすこととする。

- (1) 収集車両が通行可能な道路に面すること。
- (2) 収集作業上危険な場所でないこと。
- (3) 交差点の隅切りから5メートル以上離れていること。
- (4) 道路上での転回や後退の必要がないこと。
- (5) 周囲の構築物等を損傷する危険がないこと。

3 市長は、前項の設置場所に疑義のある場合は、事前に収集車両の通行の可否について確認を行うものとする。

(調査)

第6条 市は、必要に応じて利用者、申請者又は専用ステーションの設置者に対し立会いを求め、現地調査をすることができる。

(申請に対する連絡)

第7条 市長は、第4条の申請が適正なものと認めたときは、申請者に対して利用開始日を連絡しなければならない。移動及び廃止する場合もまた同様とする。

(利用者への周知)

第8条 申請者は、市長から前条の規定による連絡を受けたときは、その旨を利用者に周知しなければならない。移動及び廃止する場合もまた同様とする。

(維持管理)

第9条 利用者は、ごみステーションを利用するに当たり、清掃当番を定める等、ごみステーションの清潔の保持に努めなければならない。

(管理責任者の選定等)

第10条 集合住宅において、ごみステーションの設置申請をするときは、その管理責任者を定めなければならない。

(管理責任者の責務)

第11条 管理責任者は、ごみステーションを常に清潔に保つ等生活環境及びごみ収集の支障をきたさないよう、ごみステーションの適正な管理をしなければならない。

2 集合住宅の居住者がごみの排出を適正に行わない場合において、市が当該居住者を指導しても改善されないときは、管理責任者は当該集合住宅におけるごみの排出が適正に行われるようしなければならない。

(改善指導)

第12条 市又は太田市環境保健委員長等は、正当な理由がなく第9条に定めるごみステーションの維持管理ができないと認められる者に対し、改善指導を行わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の太田市ごみステーション設置及び管理に関する要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、改正後の太田市ごみステーション設置及び管理に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。